

子育てを応援しています！

地域で応援しています！

民生委員・児童委員
主任児童委員

地域で、生活・子ども・福祉などの相談を受けるなど、関係行政機関と地域の方のパイプ役として活動しています。各地区を担当する委員に関しては、お問い合わせください。

お問合せ 各区活動推進担当 ★ P80～81

子育て
ボランティア

個人・グループで、子育てサロンでの親子の見守りや絵本の読み聞かせなど地域で子育てを支える様々な活動をしています。

お問合せ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) P6～7 ・ 札幌市立認定こども園にじいろ P7
各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29

パパ!ママ!子育てについて学んでみませんか？

子育て
講座

安心して子育てができるよう、乳幼児の心身の発達や親・家庭の果たす役割、親と子の関係などについて学ぶ講座です。開催日時などは、「さっぽろ子育て情報サイト」や広報さっぽろなどでお知らせします。

お問合せ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) P6～7 ・ 札幌市立認定こども園にじいろ P7
各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29

家庭教育
学級

子どもとの接し方・子どもの心や体の理解・親の役割などの家庭教育に関することについて、参加者自らが学習計画を立て、講師の選定・依頼などを行い、継続的に学習する場です。
※未開設の幼稚園・学校もあります。開設希望など詳細は、お問い合わせください。

お問合せ 教育委員会生涯学習推進課 ☎211-3872

パパ・ママたちの活動 ～参加する？ 自分でつくる？～

子育て
サークル

子育て中の親同士が子どもと一緒に公園や児童会館などに集まり活動しています。各区子育て支援担当係では、サークル運営についての相談やあそびの紹介、遊具の貸し出しなどを行っています。
また、登録子育てサークル情報を提供しています。

お問合せ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) P6～7 ・ 札幌市立認定こども園にじいろ P7
各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29



●さっぽろ親子絵本ふれあい事業

4か月児健康診査の際に、絵本1冊をお渡ししています。お受け取りの際は母子健康手帳をご持参ください。目が不自由な方には、点字の絵本もご用意しています。
なお、こちらの事業は札幌市民で満1歳の誕生日を迎えるまでのお子さんを対象としています。



お問合せ 各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29

「さっぽろ市民子育て支援宣言」とは、安心して子育てができる街「さっぽろ」をめざして、やさしさや思いやりを宣言し、行動する取組です。

子育て中の親子を笑顔で見守ります

階段などで荷物やベビーカーを運びます

自転車の乗り方のルールやマナーを守ります

あなたにできることを宣言して、親子の笑顔につなげていきませんか。

【お問合せ】
札幌市子ども未来局子育て支援部
子育て支援推進担当課
TEL:011-211-2997

札幌市はベビーファースト運動に参画しています。

子育て支援宣言

SAPPORO

子育てを応援しています！

さあ！
パパを
たのしもう。

パパを楽しむヒントがいっぱい！
父親による子育て推進事業

サツパパ

WEBページはこちら

パパのチカラを。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援 新制度とは？

すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量を充実させることを目的に、平成27年4月にスタートした制度です。

利用できる様々な子育て支援

●利用者支援

保育士が電話や面談などで、子育てに関する悩みや困りごとを解決するためのお手伝いをします。

情報提供	子育て家庭が、ニーズに合わせて必要な支援を利用できるように、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援事業などの情報を提供します。 また、利用者の必要に応じて、子ども・子育ての各団体・関係機関と連携します。
相談	子育て家庭や妊娠婦の困りごとなどに合わせて、相談・援助を行います。



お問合せ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) P6～7 ・ 札幌市立認定こども園にじいろ P7
各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29

■出前子育て相談「ピンポ～んこんにちは」

保育士がご家庭を訪問し、子育てに関する相談をお受けします。

お問合せ 各区保育・子育て支援センター(ちあふる) P6～7 ・ 札幌市立認定こども園にじいろ P7
各区こそだてインフォメーション(各区子育て支援担当係) P29

■保育サービスに関する利用支援

各区保健センターにて保育コーディネーターが、保育サービスの紹介や、利用方法の情報提供、保育所に入所できなかったご家庭へのアフターフォローなどを行っています。

■曜日・時間／月～金曜日(祝・休日・年末年始12月29日～1月3日を除く) 10時～15時45分

お問合せ 各区子ども家庭福祉(担当)係♥ P80～81

●地域子育て支援拠点(常設の子育てサロン)

子育てサロンは、地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
公共の施設など様々な場所で、地域の団体やNPO法人などが担い手となって行っています。

※関連ページ「子どもといっしょにお出かけしよう♪」P6～11

●乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児がいるすべてのご家庭を保健センターの保健師・母子保健訪問指導員が訪問し、育児相談や保健指導などを行っています。 ※関連ページ「母子保健訪問指導事業」P73

●養育支援訪問

継続的な支援が必要なご家庭を保健センターの保健師などが訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。

●子育て短期支援(子どもショートステイ)

保護者が病気・出産・看護・事故・出張・冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できない場合、児童養護施設及び乳児院などでお預かりします。 ※詳細は「子育て短期支援事業(子どもショートステイ)」P61をご覧ください。

●ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

子育ての援助を受けたい人と援助したい人が会員組織を作り、子育て家庭を支援する仕組みです。事前登録が必要です。 ※詳細は「札幌市ファミリー・サポート・センター事業」P61をご覧ください。

●一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて一時預かりを利用できます。

※詳細は「お子さんを預かってほしいとき」P60をご覧ください。

●病児・病後児保育

子どもが病気の際、家庭で保育することができない場合に、市内の医療機関に付設された施設で一時的に預かります。

※詳細は「札幌市病児・病後児保育事業」P61をご覧ください。

●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成)

保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)は、放課後に小学校の余裕教室、児童会館などで過ごすことができます。

※詳細は「もうすぐ小学生!」P59をご覧ください。

利用できる教育・保育施設

●認定こども園 幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。 ※詳細は、「認定こども園」P30～39 をご覧ください。

●幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。 ※詳細は、「幼稚園」P40～43 をご覧ください。

●保育所 保育が必要なお子さんを保護者に代わって保育する施設です。 ※詳細は、「保育所」P44～51 をご覧ください。

●地域型保育事業 保育が必要なお子さんを比較的少人数の家庭的な雰囲気の中で保育する家庭的保育・小規模保育・事業所内保育などの事業です。 ※詳細は、「地域型保育事業」P52～58 をご覧ください。

教育・保育給付認定(支給認定)について

新制度に移行する幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(企業主導型保育事業所)などを利用するには、お住まいの市町村の教育・保育給付認定(支給認定)が必要になります。

●教育・保育給付認定(支給認定)の3つの認定区分

1号認定 4時間利用	2号認定 8時間もしくは11時間利用	3号認定 8時間もしくは11時間利用
満3歳以上で小学校入学前のお子さんが新制度に移行する幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)を利用する場合	保育が必要な満3歳以上で小学校入学前のお子さんが保育所や認定こども園(保育所機能)を利用する場合	保育が必要な満3歳未満のお子さんが保育所や認定こども園(保育所機能)や地域型保育事業を利用する場合

教育・保育給付認定(支給認定)の申請についてのお問合せ お住まいの区の子ども家庭福祉(担当)係 ♥ P80~81

施設等利用給付認定について

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、一定範囲の施設・サービスの利用について、給付を受けるためには施設等利用給付認定の手続きが必要となります。上記の教育・保育給付認定とは、対象となる施設やサービスの範囲が異なります。

●施設等利用給付認定の3つの区分

新1号認定(満3歳以上) 私学助成幼稚園の教育時間のみ	新2号認定(3歳児クラス以上) 幼稚園の預かり保育や 認可外保育施設等(※1)	新3号認定(0~2歳児クラス) 幼稚園の預かり保育や 認可外保育施設等(※1)
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園(私学助成園)を利用し、教育部分のみの無償化するもの。	3歳児クラス以上の小学校就学前子どもであって、保育の必要性(家庭において必要な保育を受けることが困難である理由)があるもの。	クラス年齢2歳以下の小学校就学前子どもであって、保育の必要性があり、かつ、 市民税非課税世帯 に属しているもの。

※1 認可外保育施設(ベビーシッター含む)、一時預かり、幼稚園や認定こども園の預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター

■給付の方法／新2、3号認定を受け、対象の施設などを利用する場合、一度利用料を施設に支払い、後日札幌市から還付する償還払いとなります(給付額には上限有)。なお、私学助成幼稚園の教育時間部分については市から施設へ直接給付を行います。対象施設については、「さっぽろ子育て情報サイト」をご覧ください。

(さっぽろ子育て情報サイト > 子どもを預ける > 保育園等 > 幼児教育・保育無償化 > 幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について)

施設等利用給付についてのお問合せ 札幌市子ども・子育て支援事務センター ☎011-211-2626

こそだてインフォメーション

各区子育て支援担当係

市内全区に1か所ずつ利用者支援、地域子育て支援拠点の場として設置されています。



保育士が常駐し、子育て相談、子育て講座・お出かけスポットや一時預かりサービスなどの情報提供、絵本の貸し出しなどを行っています。キッズスペースもあり、ゆったりとご利用いただけます。

この他、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業の内容説明や、その場で事前登録ができる説明会も実施しています。

■開設時間／月～金曜日 ※祝・休日(振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

8時45分～17時15分

■場所／下記参照

中央区

南3条西11丁目
中央区複合庁舎4階
☎205-3355
☎232-0874(相談専用)



豊平区

平岸6条10丁目
豊平区役所3階
☎822-2474
☎812-0874(相談専用)



北区

北25条西6丁目
北保健センター1階
☎757-2566
☎756-0874(相談専用)



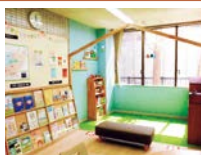
清田区

平岡1条1丁目
清田区役所2階
☎889-2052
☎885-0874(相談専用)



東区

北10条東7丁目
東保健センター1階
☎712-6331
☎712-0874(相談専用)



南区

真駒内幸町1丁目
南保健センター1階
☎588-5411
☎584-0874(相談専用)



白石区

南郷通1丁目南
白石区複合庁舎3階
☎861-0345
☎861-0874(相談専用)



西区

琴似2条7丁目
西保健センター1階
☎641-6954
☎643-0874(相談専用)



厚別区

厚別中央1条5丁目
厚別区役所3階
☎895-2514
☎894-0874(相談専用)



手稲区

前田1条11丁目
手稲区民センター1階
☎681-1342
☎691-0874(相談専用)

